

チェコ
商標規則

1995年9月7日の産業財産庁法令第213号

1995年10月1日施行

目次

- 第1部 商標登録出願に係る手続
 - 第1条 商標登録出願
 - 第2条
 - 第3条 分割出願
 - 第4条 商標の商標登録簿への登録に対する異議申立の要件
 - 第5条 商標登録簿
 - 第6条
- 第2部 商標についての修正及び変更
 - 第7条 商標についての修正
 - 第8条 一覧の限定
 - 第9条 商号及び本店の宛先又は名称及び住所に関する事項に生じた変更
 - 第10条 権利の譲渡
 - 第11条 ライセンス
 - 第12条 担保
 - 第13条 商標の登録簿からの取消の提案
 - 第14条 商標の登録簿からの取消の請求
 - 第15条 登録の更新
- 第3部 庁が遂行すべき行為
 - 第16条 ファイルの保存
- 第4部 商標の国際登録出願
 - 第17条 国際登録出願
 - 第18条
 - 第19条 商標の国際登録簿への記録の請求
- 第5部 共通規定及び最終規定
 - 第20条
 - 第21条

第1部 商標登録出願に係る手続

第1条 商標登録出願

(商標法第4条から第6条まで関係)

(1) 商標登録出願には、出願人は、次に掲げる事項についても記載する。

(a) 商標登録を産業財産庁(以下「庁」という。)で使用される標準文字によるものとするか若しくは他の文字によるものとするか又は出願に係る商標が立体的なものであるか否かの情報。ただし、出願された標識にローマ字以外の文字で記載された事項が含まれている場合は、当該事項のローマ字への音訳を併記する。

(b) 商標登録出願を白黒で行うか又は色彩を主張して行うかの情報

(c) 代理人に関する情報であって、法人にあってはその名称及び本店の宛先、自然人にあっては姓名並びに住所、通信のための宛先又はその双方を含むもの

(2) 商標法第6条(2)の規定に基づき優先権を主張する場合は、出願人は、商標登録出願に、優先権主張の基礎とする出願に係る出願日、出願番号及び国を記載する。当該出願に係る商標が既に登録を受けている場合は、その番号をも記載する。当該出願人は、優先権主張の基礎とする出願に関連する書類又は自己の優先権の証拠としての優先権書類を提出する。

(3) それについて商標の保護を求める商品及びサービスは、国際分類の類の順序に従って列挙し、類別された各群には、当該分類による類の番号を付す。

(4) 商標登録出願には、出願人又はその委任を受けた代理人の署名を付す。

(5) 庁は、商標登録出願に対して、正確な出願の日付及び出願番号を付与する。

第2条

(1) 標準文字以外の文字による商標登録を出願する場合は、出願には、出願された標識の図案であって、当該出願された標識の細部にわたって明瞭な写5通を添付する。

(2) 庁は、出願人に対して、出願された商標の細部を明瞭に識別するための他の図案又は商標を説明する記述、商標の見本若しくはその双方を商標登録出願に添付することを要求することができる。

(3) 団体商標登録を出願する場合は、出願には、企業家団体を管理するための規則を添付し、また、出願人は、企業家団体に代わって団体商標に係る手続をとる権限を付与された者についても明記する。

第3条 分割出願

(商標法第7条(3)関係)

分割出願には、第1条に掲げる要件に加え、次のものを記載し、又は添付する。

(a) 出願標識の文字又は表示

(b) 分割出願の対象である商品又はサービスの一覧であって、国際分類の類の順序に従って列挙され、かつ類別された各群に当該分類による番号が付されたもの

(c) 原商標登録出願の出願日

(d) 原商標登録出願の出願番号

第4条 商標の商標登録簿への登録に対する異議申立の要件

(商標法第9条関係)

(1) 出願標識の商標登録簿(以下「登録簿」という。)への登録に対する異議申立に係る書面には、次に掲げるものを記載し、又は添付する。

(a) 異議申立人の本店の名称及び所在地又は異議申立人の姓名及び住所

(b) 異議の対象とする商標登録出願の出願番号及び公告日

(c) 当該出願人の本店の名称及び所在地又は当該出願人の姓名及び住所並びに異議の対象とする出願された標識の文字又は表示

(d) 異議に係る商品又はサービスの一覧であって、国際分類においてそれらが属する類又は当該出願に掲げる商品若しくはサービスのすべてを異議の対象とする旨の記述を伴うもの

(e) 異議を実質的に正当化する事由

(f) 当該出願について如何なる決定がなされるべきかについての提案

(2) 異議申立人は、その反論の裏付となる書類によって自己の申立を正当化する。先行の優先権を付与された商標登録出願をもって異議の裏付とする場合は、その出願番号又は登録番号並びに当該商標の文字又は表示で足りるものとする。

(3) 周知商標との同一性又は混同を生じるほどの類似性を理由として異議申立がなされた場合は、異議申立人は、自己の商標が異議に係る商標に優先権が生じる前にチェコ共和国内において周知のものとなっていたことを証明する。

(4) 未登録の標識の所有者が有する権利に対する侵害を理由として異議申立がなされた場合は、その未登録の標識の所有者は、それについてその未登録の標識が商標法に定める期間内に識別性を有するに至った商品又はサービスの一覧を提出するか又は需要者がその異議に係る標識について指定された商品又はサービスをその未登録の標識の所有者の営業活動に関連付ける虞のある地域又は領域を明示する。

(5) 商号との同一性又は混同を生じるほどの類似性を理由として異議申立がなされた場合は、当該企業家は、自己が商標登録簿又はこれに類する登録簿に登録されていること又は自己の地位が当該公告された商標に優先権が生じる前に確立されていたことを証明し、及び当該企業が当該商号の下に事実上提供している商品又はサービスの範囲を示すことを要する。

(6) 人格権の侵害を理由として異議申立がなされた場合は、人格権を行使することの正当性を証明し、特に、当該公告された商標の登録簿への登録により如何にして人格権が危険にさらされることとなるかを陳述する。

(7) 他種の産業財産に類別される権利に対する侵害を理由として異議申立がなされた場合は、当該侵害に係る産業財産を保護するような証拠を提出し、及び当該公告された標識の登録簿への記録により如何にして産業財産の対象物に係る権利が危険にさらされることとなるかを陳述する。

(8) 著作権に対する侵害を理由として異議申立がなされた場合は、著作権を行使することの法的な正当性を証明し、及び当該公告された標識の登録簿への登録により危険にさらされることとなる著作物を、その危険にさらされる範囲と併せて、表示する。

(9) 商標法第42条(3)の規定に基づき異議申立がなされた場合は、当該商標権者は、出願番号及び庁による決定の日付を表示し、かつ当該商標が周知のものである旨の宣言をすることを要する。

第5条 商標登録簿

(商標法第40条関係)

- (1) 登録簿には、次に掲げる事項を記録する。
 - (a) 商標の番号
 - (b) 庁に対して商標登録を出願した正確な日付、優先権主張の基礎とする出願の日付又はその双方
 - (c) 出願された標識が庁の公報(以下「公報」という。)に掲載された日付
 - (d) 商標が登録簿に登録された日付
 - (e) 出願番号
 - (f) 商標の文字及び/又は表示。商標中にローマ字以外の文字で記載された事項が含まれている場合は、ローマ字への音訳をも記録する。
 - (g) 商標の図形的要素の属する類
 - (h) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (i) 商標の種類
 - (j) 商標の登録対象である商品及び/又はサービスの一覧であって、国際分類の類の順序に従って列挙され、かつ類別された各群に当該分類による番号が付されたもの
 - (k) 商標登録の更新の日付
 - (l) 商標の国際登録に関する事項
 - (m) 団体商標を使用する権利を付与された企業家団体の会員が有する商標又は呼称に係るライセンス契約
 - (n) 商標に係る権利の譲渡
 - (o) 商標を目的物とする担保権の設定及び失効
 - (p) 出願人の代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (r) 商標権の失効
- (2) 商標の登録後に生じた変更は、請求により、記録されることができる。
- (3) 庁は、登録簿に記録された事項を万人が利用できるようにする。

第6条

- (1) 第5条(1)に規定する事項は、商標の登録簿への登録の証明書に記載する。庁は、当該登録証の交付後になされた登録簿における登録事項の変更を反映されたい旨の請求に基づき、当該商標権者に対して、修正後の当該登録証を交付する。
- (2) 請求があった場合は、庁は、商標の登録簿への登録の証明書の正本を交付する。当該正本は、商標の登録簿への登録の証明書に記載された事項を含むものでなければならない。
- (3) 請求があった場合は、庁は、登録簿の抄本、出願された商標に関する事項の抄本又はその双方を、請求をするすべての者に対して、交付する。商標登録簿の抄本は、登録簿の抄本の請求の日効力を有している事項のみを含むものでなければならない。
- (4) 庁は、商標の登録簿への登録後、第5条(1)に規定する事項を公報において公告する。商標の登録簿への登録後に行われた当該事項の変更はすべて、公報において公告する。

第2部 商標についての修正及び変更

第7条 商標についての修正

(商標法第7条(1)及び第22条関係)

(1) 出願された標識及び／又は商標であって、その中に出願人及び／又は商標権者の本店の宛先又は姓名及び住所に関する事項が含まれているものの変更の請求書には、次のものを記載し、又は添付する。

- (a) 商標登録の番号及び／又は出願番号
- (b) 出願人及び／又は商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (c) 商標の文字又は表示
- (d) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (e) 請求に係る修正
- (f) 出願人の署名

(2) 出願された標識及び／又は商標の変更の請求書は、(1)に掲げる事項に生じた変更を証明する公的文書と併せて、これを提出する。

第8条 一覧の限定

(商標法第7条(2)関係)

商品又はサービスの一覧の限定の請求書には、次に掲げる事項を記載する。

- (a) 商標登録の番号及び／又は出願番号
- (b) 出願人及び／又は商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (c) 当該限定が反映された商品又はサービスの一覧
- (d) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (e) 出願人の署名

第9条 商号及び本店の宛先又は名称及び住所に関する事項に生じた変更

出願人及び／又は商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所に関する事項に生じた変更の記録の請求書には、次に掲げる事項を記載する。

- (a) 商標登録の番号及び／又は出願番号
- (b) 出願人及び／又は商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (c) その登録簿への登録を請求する、出願人及び／又は商標権者の商号若しくは本店の宛先又は姓名及び住所に関する新規事項
- (d) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (e) 出願人の署名

第10条 権利の譲渡

(商標法第19条関係)

(1) 商標の譲渡及び／又は承継の登録簿への登録の請求書には、次に掲げる事項を記載する。

- (a) 商標登録の番号及び／又は出願番号
- (b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所、並びに、商標の譲受人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所に関する情報

(c) 商標の移転がその商標の登録に係る商品及び／又はサービスのすべてについてのものであるか又はその一部についてのものであるかの情報。何れの場合も、国際分類の類の順序に従って列挙し、類別された各群には、当該分類による類の番号を付す。

(d) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所

(e) 出願人の署名

(2) 商標が移転された場合は、当該請求書には、移転に係る契約書若しくは当該契約書の抄本及び／又は商標の譲受人への名義変更を証明する他の公的文書並びに、商標の承継による移転の場合は、異なる法規制の下にある、商標の承継に係る書類を添付する。庁は、商標の譲渡及び／又は承継に係る書類がチェコ語以外の言語で提出された場合は、その翻訳を要求することができる。

(3) 商標登録出願により生じる権利の譲渡及び／又は承継に係る請求については、(1)及び(2)の相当の規定を準用する。

第 11 条 ライセンス

(商標法第 18 条関係)

(1) ライセンス契約の登録の請求書には、次に掲げる事項を記載する。

(a) 商標登録の番号及び／又は出願番号

(b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所、並びに、商標の使用権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所に関する情報

(c) 商標のライセンスがその商標の登録に係る商品及び／又はサービスのすべてについてのものであるか又はその一部についてのものであるかの情報

(d) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所

(e) 出願人の署名

(2) ライセンス契約の登録簿への登録の請求書には、ライセンス契約書を添付する。庁は、ライセンス契約書がチェコ語以外の言語で提出された場合は、その翻訳を要求することができる。

第 12 条 担保

(商標法第 21 条関係)

(1) 担保の登録の請求書には、次に掲げる事項を記載する。

(a) 商標登録の番号及び／又は出願番号

(b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所、並びに、担保権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所に関する情報

(c) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所

(d) 出願人の署名

(2) 担保権に係る契約の登録簿への登録の請求書には、担保権設定契約書を添付する。庁は、当該契約書がチェコ語以外の言語で提出された場合は、その翻訳を要求することができる。

第 13 条 商標の登録簿からの取消の提案

(商標法第 25 条関係)

(1) 商標の登録簿からの取消に係る提案書には、次のものを記載し、又は添付する。

- (a) 商標の登録番号及び / 又は出願番号
 - (b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (c) 商標の文字又は表示
 - (d) 提案者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (e) 該当する場合は、請求人の代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (f) 本案の決定方法についての提案
 - (g) 提案の根拠となる論証及び裏付とする証拠
 - (h) 出願人の署名
- (2) 取消に係る提案書は、その写 4 通とともに提出する。当該提案書の写の各々には、取消の提案の裏付とする証拠の写を添付する。
- (3) 取消の提案をもって攻撃をされた商標権者がチェコ共和国内に本店又は住所を有していない法人又は自然人である場合は、取消に係る提案書は、そのフランス語又は英語による翻訳で認証のあるものと併せて、これを提出する。
- (4) 庁は、商標権者に対して、取消の提案に対する態度を表明することを求める。

第 14 条 商標の登録簿からの取消の請求

(商標法第 26 条関係)

- (1) 商標の登録簿からの取消の請求書には、次に掲げる事項を記載する。
- (a) 商標の登録番号及び / 又は出願番号
 - (b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (c) 商標の取消の請求人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (d) 請求人が代理人を有する場合は、その代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
- (2) 取消の請求書には、請求人は、商標が人格的保護に係る権利を侵害し、法人の名声を損傷し、若しくは著作権を侵害し、及び / 又は商標登録出願が不公正な競争行為を構成している旨が示された権限ある裁判所の命令の謄本を添付する。

第 15 条 登録の更新

(商標法第 23 条関係)

- (1) 登録の更新の請求書には、次の事項を記載する。
- (a) 商標の登録番号及び / 又は出願番号
 - (b) 商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (c) 登録の更新を請求する旨の陳述
 - (d) 商標権者が代理人を有する場合は、その代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所
 - (e) 請求人の署名
- (2) 商標の登録簿への登録の更新の請求が、更新に係る商標の登録対象である商品及び / 又はサービスの一覧の限定の請求を伴う場合は、商標権者は、第 8 条に掲げる事項を記載することを要する。

第3部 庁が遂行すべき行為

第16条 ファイルの保存

庁は、商標登録出願及び／又は登録商標に関する個別のファイルであって、商標登録出願に係る手続の過程で提出されたすべての物件を包含するものを、商標登録並びに庁の命令及び決定が有効である限り、保存する。

第4部 商標の国際登録出願

第17条 国際登録出願

(商標法第36条関係)

(1) 庁に備える登録簿に登録されている商標についてなされる国際登録出願には、次のものを記載し、又は添付する。

(a) 商標の登録簿への登録の番号並びに商標の文字又は表示。ただし、ローマ字以外の文字からなる商標が登録出願され、及び/又は商標中にアラビア数字及びローマ数字以外の数字が含まれている場合は、そのフランス式の発音表記法によるローマ字への音訳及びそのアラビア数字への翻訳を併記する。

(b) 出願人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所であって、商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所について庁に備える登録簿に登録された事項と同一のもの

(c) それについて商標の保護を受けようとする商品及びサービスの一覧であって、その内容が商標の庁に備える登録簿への登録に掲げる商品及びサービスの一覧と同一であるか又はその範囲内のものであり、フランス語により正確に翻訳されたものであり、及びその各項目が国際分類の類の順序に従って列挙され、かつ類別された各群に当該分類による番号が付されたもの

(d) 保護を請求する期間

(e) 保護を請求する国の一覧

(f) 国際登録に係る手数料の支払方法であって商標の国際登録に関する国際協定に定めるもの、支払人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所、及び/又は、ジュネーヴに所在する世界的財産機関(以下「国際機関」という。)が交付する完了された支払に関する証明書の番号

(g) 色彩を主張して商標登録出願をする場合は、フランス語による主張する色彩の一覧、及び、掲載の方法に関する情報

(h) 該当する場合は、代理人の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所

(i) 出願人の署名

(2) 庁に備える登録簿に商標が未だ登録されていない場合は、国際登録出願には、その商標登録出願の出願番号及び庁に対する提出の日付並びに(1)(b)から(i)までに掲げる事項を記載する。

第18条

(1) 標準文字以外の文字からなる商標の国際商標登録出願には、出願人は、出願された標識の白黒の表示で、最小15mm×15mm、最大80mm×80mmの寸法のもの5通を添付する。

(2) 色彩の表示での国際商標登録出願には、出願人は、(1)の表示の他に次に掲げるものを添付する。

(a) 商標が白黒で公告されることを望む場合は、標識の色彩付の表示で、210mm×297mmより小さな寸法のもの52通、又は

(b) 商標が色彩付で公告されることを望む場合は、出願に係る標識の色彩付の表示で、最小15mm×15mm、最大80mm×80mmの寸法のもの5通

(3) 商標の国際商標登録出願には、出願人は、商品又はサービスの一覧であって、フランス

語により正確に翻訳され、及びその各項目が国際分類の類の順序に従って列挙され、かつ類別された各群に当該分類による番号が付されたもの3通を添付する。

第19条 商標の国際登録簿への記録の請求

(1) 商標の国際登録簿への、登録更新、領域拡張、譲渡、国際登録を受けた商標権者の名称若しくは姓名及び/又は本店の宛先若しくは住所に関する事項の変更、商品又はサービスの一覧の限定、保護の放棄、取消の請求、登録事項の訂正、代理人の登録又は変更若しくはその他の事項についての記録は、国際登録を受けた商標権者により個々の手続につきなされる書面による請求に引き続き、庁がこれを請求する。

(2) (1)に規定する記録の請求には、次のものを含める。

(a) 商標の番号並びに商標の文字又は表示

(b) 国際登録に係る出願番号

(c) 国際登録を受けた商標権者の商号及び本店の宛先又は姓名及び住所

(d) 記録に係る手数料の支払方法であって国際条約に定めるもの並びに支払人の商号及び本店の宛先又は姓名並びに住所に関する事項、及び/又は、国際機関が交付する完了された支払に関する証明書の番号

(e) 国際条約により記載要件とされている他の属性

(f) 請求人の署名

第 5 部 共通規定及び最終規定

第 20 条

庁は、出願に含まれた事項の真実性につき合理的な疑義を有する場合は、出願人に対して、証拠を提出し及び当該事項の真実性を立証することを求めることができる。

第 21 条

本法令は、1995 年 10 月 1 日から施行する。